

特別チーム室設置要綱

1 設置

未統合の年金記録への対応における各種リスク管理、その他の年金記録全般の管理状況等について、調査及び改善策の検討を行うため、厚生労働大臣直属の特別チーム室を置く。

2 構成

- (1) 特別チーム室は、厚生労働大臣が指名する室長が統轄する。
- (2) 特別チーム室に、室長補佐を若干名置く。
- (3) 特別チーム室に、室員を若干名置く。
- (4) 室長補佐及び室員は、厚生労働大臣が指名する。

3 庶務

特別チーム室の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

4 協力

社会保険庁は、特別チーム室の業務に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。